

物流が「止まる」リスクを、共に解消するために

現在、物流業界は深刻な労働力不足に直面しています。これまでどおりの輸送を維持するためには、現場の負担を減らす「取引環境の改善」が避けて通れません。

運送事業者の努力だけでは解決できないため、荷主企業の皆様のご理解・ご協力が不可欠です。

ドライバーの安全確保は、結果的に荷主の皆様のリスク回避につながります。

荷主企業の皆様に関わる近年の法改正

① 荷主勧告制度

過積載や長時間運行などの背景に荷主の関与がある場合、国が勧告。勧告を発動した場合には、荷主名と事案の概要を公表。

(貨物自動車運送事業法 第65条 (旧第64条))



② 運送契約締結時の書面交付義務化

運送契約締結時に、運送サービス（附帯業務等も含む）の内容やその対価等について記載した書面の交付が義務付けられている。

(貨物自動車運送事業法 第12条、第24条)



③ 注文者等の配慮

陸運事業者に仕事を請け負わせる際、労働者の安全衛生に配慮する必要がある。

例：安全な作業方法の指定や、無理のない納期の設定など

(労働安全衛生法 第3条第3項)



事故が起きかねない場所での作業



安全に配慮した場所に

④ 物流効率化の取り組み

全荷主に荷待ち・荷役等時間の短縮や、積載効率向上の努力義務が課された。

例：余裕をもったリードタイムの設定、予約システムの導入、パレット等の利用・標準化など

(物流効率化法 第34～35、42～43、52条)



恒常的な荷待ちの発生



予約制の導入等で荷待ち時間の削減

⑤ 取適法の対象拡大

下請法→取適法に名称変更。荷主の直接依頼も対象になり、価格協議の徹底と手形払い等の禁止が義務化される。

(取適法 第2条第5項、第6項、第8項、第9項、
第5条第1項第2号、第2項第4号ほか)



協議に応じず、一方的に代金を決定



コスト上昇に合った価格の決定

**物流を止めないために、荷主の皆様が必要です！
ドライバーの安全確保、持続可能な物流の実現に向けて、
ご協力をお願いします。**

